船橋市シェアサイクル事業パートナー事業者 募集要項

【令和3年11月22日更新】

1. 背景

平成29年5月1日に自転車活用推進法が施行され、当該法律において自転車の活用は、「環境への負荷の低減」や「災害時における交通の機能の維持」、「自動車への依存の程度を低減することによる、健康の増進及び交通の混雑の緩和」など、公共の利益の増進に資するものとされている。また、重点的に検討・実施されるべき施策として「自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備」が同法第8条に位置付けられている。

市では、自転車活用の一つの手段としてシェアサイクルの導入を検討しているところである。これにより移動手段の多様化、交通混雑の緩和、観光振興及び回遊性の向上、さらには市民の健康増進など、市民の利便性向上に資する様々な効果が期待できるものと考えている。

2. 事業目的

現在、市内においては、民間事業者によるサイクルポートが点在し始めているが、自転車利用の需要が多いと想定される駅などの交通結節点や、公共施設などにはサイクルポートが設置されていない状況である。

本事業は、公共施設の一部をサイクルポート置き場として活用し、市内におけるシェア サイクルの需要や有効性等を検証するとともに自転車利用の促進を図ることを目的とす る。

3. 募集の趣旨

市と共同で本事業を実施するパートナー事業者を募集するものである。

4. 期間

事業期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間 ※事業期間のうち、初年度は試験期間とする。

※状況に応じて試験期間を延伸する場合がある。

5. 実施場所

事業開始時点におけるサイクルポート用の市有財産は、次の候補地とする。候補地には原則、想定台数のサイクルポートを設置するものとする。ただし、現場状況及び施設管理上の問題が発生する場合は、市と協議し、設置の可否及び設置台数を決定する。なお、場所等の詳細は別紙1「サイクルポート候補地」を参照すること。

なお、公共施設の付帯設備(電源や水道等)の使用は原則認めないが、使用を希望する場合は、市と協議により決定する。

No.	名称	所在地	想定台数	備考
1	船橋市役所	湊町2丁目10-25	10 台	
2	地方卸売市場(北側駐車場)	市場 2 丁目 2103-1	6 台	安全対策が必須
3	中央公民館	本町2丁目2-5	6 台	
4	海神公民館	海神 6 丁目 3-36	4 台	
5	浜町公民館	浜町2丁目1-15	4 台	
6	総合教育センター	東町 834 番地	5 台	
7	船橋駅第16駐輪場	本町1丁目121番3	6 台	
8	JR 船橋駅北口①	_	6 台	
9	JR 船橋駅北口②	_	6 台	
10	JR 船橋駅南口①	_	24 台	
11	JR 船橋駅南口②	_	6 台	
12	JR 東船橋駅南口	_	8 台	
13	東武鉄道新船橋駅西口	_	6 台	
14	京成電鉄大神宮下駅	_	8 台	
	合 計	105 台		

※状況に応じて、実施場所を追加していく可能性がある。

6. 事業概要

6.1. 事業内容

事業内容は次のとおりとする。

- (1) 市の実施業務は次のとおりとする。
 - ・ サイクルポート用の市有財産の確保(占用等手続き含)
 - ・ 市民等への周知、広報(市ホームページ、広報紙、SNS等)
 - ・ 関係者(タクシー及びバス事業者、商工会議所、地元自治会等)との調整への協力
- (2) 事業者の実施業務は次のとおりとする。
 - ・ 施設及び器材(自転車、サイクルポート等)の手配・整備・維持管理
 - ・ 事業終了時の施設及び器材の撤去、市有財産の原状回復

- ・ サイクルポート設置場所の安全対策、美観の維持
- ・ シェアサイクルに係る違法駐輪対策
- ・ シェアサイクルの利用促進・普及啓発
- ・ 自転車がサイクルポート以外に放置された場合の回収
- ・ 自転車の再配置
- ・ 利用者の募集・登録、料金徴収
- ・ 利用者のケガや損害賠償事故(対物・対人)に対応した保険への加入
- ・ 事故、トラブル、苦情のほか、シェアサイクル事業に係る問い合わせ等の対応
- ・ 利用者へのマナー啓発
- ・ アンケート調査 (満足度や交通行動の変化等)
- ・ 関係者(タクシー及びバス事業者、商工会議所、地元自治会等)との調整
- ・ 各種データの収集、整理、分析と市へのデータ提供
- ・ 事業の改善提案
- · 事業報告

(3) その他

・ 上記以外の業務を行う場合は、協議により決定する。

6.2. 要求水準

事業者は、本事業の実施にあたって、次の事項を満足すること。

- ・ 利用者は、どのサイクルポートでもいつでも、自転車等を借りることができ、また、借りたサイクルポートとは別のサイクルポートに返却可能とすること。なお、 市有財産以外に設置したサイクルポートとの相互利用も可能とする。
- ・ 公共交通機関を補完する交通手段として多くの人に利用してもらえるよう適切な料金設定とすること。
- ・ 自転車及びサイクルポート等は、地域の景観との調和に配慮するデザインとし、サイクルポートが本事業以外のサイクルポート等と混同されないよう、看板、標示シート等により明示すること。
- ・ サイクルポート等の設置にあたっては、市有財産の管理者と協議のうえ、歩行者動線等に配慮した位置とし、必要な安全対策を講じること。

6.3. 遵守事項

事業者は、本事業の実施にあたって、次の事項を遵守すること。

- · 自転車及びサイクルポート等のデザインは、公序良俗に反しないものとすること。
- ・ 利用者の個人情報は、法令に基づき適正に管理すること。
- ・ 業務の一部を第三者に委託等する場合及び本事業に付帯又は本事業から派生する事業を実施する場合は、事前に市の承諾を得ること。

6.4. 事業報告

事業者は、利用状況、交通データ、その他の事業運営に係るデータを収集・整理し、 次のとおり市に報告すること。また、市のオープンデータの取り組みに協力すること。

- ・ 各年度終了時に、次の内容を記載した報告書を提出すること。
 - ♦ 利用状況
 - ◇ 収支

 - ♦ 課題・改善点、今後の方針
- 報告書とは別に、市が求めた場合は、速やかに利用状況を提出すること。
- ・ 必要に応じて利用者に満足度や交通行動の変化等に関するアンケート調査を実施 し、調査結果を報告すること。なお、試験期間内は当該調査を必ず行うこと。

6.5. 事業の終了

本事業は、「4. 期間」に示す期間の経過をもって終了する。しかし、次の事項に該当する場合はこの限りではない。また、事業終了の際は、事業者は、市有財産に設置したサイクルポート等を撤去し、市の指示により原状回復を行うこと。

- ・ 市は、利用状況によっては「4.期間」に示す期間内であっても、市の判断により事業を終了することがある。
- ・ 市は、「4. 期間」に示す期間が経過した場合であっても、本事業を継続することが ある。この場合、市と事業者の協議により、協定を更新することができる。

6.6. 費用負担

本事業における費用負担は次のとおりとする。

- ・ 事業者の実施業務に要する費用はすべて事業者の負担とし、市は、補助金、委託 料、その他一切の費用を負担しない。
- ・ 本事業における利用料金収入は、すべて事業者に帰属する。
- ・「5. 実施場所」に示す市有財産の使用・占用について、事業者の使用料・占用料等の負担は発生しない。なお、付帯設備(電源や水道等)の使用にかかる費用はこの限りではない。
- ・ 事業に使用する自転車が違法駐輪等により移動・保管された場合の費用は、事業者 の負担とする。なお、当該負担を利用者に請求する場合に生じる紛争については、 事業者が責任を持って対応処理すること。
- ・ イベント、公共工事、違法駐輪、安全性等の理由により、設置したサイクルポート を撤去または移転する必要が生じた場合は、事業者の負担により対応すること。
- ・ 「4. 期間」の期間内に本事業が終了した場合であっても、市は施設及び機材の撤去

や原状回復等、終了に係る一切の費用を負担しない。

・ 本事業における事業者の損失・不利益について、市は、その一切を補償しない。

6.7. リスク分担

「6.6費用負担」のほか、市と事業者のリスク分担の基本的な考え方は、次のとおりである。

F几 17比	リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
段階				市	事業者
		募集要項	募集要項の誤り・変更	0	
	事業全体	事業中止	中止による費用・損失		0
		資金調達	必要な資金の確保		0
共通		物価・金利変動	物価・金利変動に起因する費 用増加		0
~		不可抗力	戦争、放射能、テロ、天災の 被害に対する費用増加		0
		ポート設置	市有財産にポートを設置した ことに関する要望・苦情等	0	
		不適合	性能不適合、施設等の瑕疵		0
	施設及び器	施設損傷	第三者による施設等の損傷		0
	材	施設改修	改修工事実施及び費用負担		0
実	事業運営	需要	利用者の減少等による減収		0
実施段階		事故等	事故・トラブル等の対応		0
PE		第三者賠償	第三者へ損害を与えた場合の 賠償責任		0
		情報漏洩	個人情報等の漏洩・紛失等に 係る対応		0

7. 事業者の選定

7.1. 資格要件

応募者は、自治体との共同によるシェアサイクル事業、あるいは同様の事業の実績があり、かつ次の要件をすべて満たすこと。

- ・ 日本国内に本社または事業所を有する者。
- ・ 以下に示す事項のいずれにも該当しない者。
 - ◇ 地方自治法施行令第167条の4第1項第1号の規定に該当する者。

- → 船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止及び船橋市入札参 加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けている者。
- ◇ 民事再生法に基づく再生手続の開始決定がされている者。
- → 破産法に基づく破産手続の開始決定がされている者。
- ◆ 法人税及び消費税(地方消費税を含む)を滞納している者。
- ◆ 市内に事務所、事業所等を有する者にあっては市税を滞納している者。 【令和3年11月22日削除】
- → 船橋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等または 同条例第7条に規定する暴力団密接関係者に該当する者。

7.2. 応募者の構成等

応募にあたっては、単一の法人又は法人グループとする。なお、法人グループの場合は、 次のとおりとする。

- ・ 事前に構成員間で協議を行い、構成員の役割を明確にし、合意の上参加すること。
- 市と直接やりとりをする代表企業を定めること。
- · 構成員は、他の法人グループの構成員と重複しないこと。
- ・ すべての構成員において「7.1 資格要件」を満たすこと。なお、シェアサイクル事業の実績については、構成員のうち1者が満たすことで足りるものとする。

7.3. 資格要件基準日

資格要件基準日は、応募書類提出期間の最終日とする。

7.4. 審査の方法

- ・ 市が設置する評価委員会において、別紙2「審査基準」に基づき審査を行い、得点 が最も高い者を事業者として選定する。ただし、得点が最も高い事業者であって も、選定事業者として相応しくない提案があった場合は、この限りではない。
- ・ 得点が最も高い者が複数の場合は、審査基準項目のうち「安全対策等」の評価が最 も高い者を事業者として選定する。「安全対策等」も同点の場合は、評価委員会の 審議において1者を選定する。
- ・ 参加事業者が1者であった場合も審査を行う。

7.5. 結果の公表

- ・ 選定事業者、応募者、評価点並びに選定事業者の提案概要及び選定理由について、 市ホームページで公表する。
- ・ 選定事業者以外の応募者と評価点は対応させない。

・ 応募者が2者の場合は、選定事業者以外の応募者は公表しない。

7.6. 失格要件

応募者が、資格要件基準日の翌日から、事業者選定までに以下のいずれかに該当した 場合、失格とする。

- ・ 応募者が資格要件を満たさなくなった場合。ただし、応募者が法人グループであり、そのいずれかの構成員が資格要件を満たさなくなった場合で、あらかじめ市の 承諾を受け、当該構成員を除外または変更し、構成員全員が資格要件を満たした場合はこの限りではない。
- ・ 提案書等が提出期間を過ぎて提出された場合。
- · 提出した書類に虚偽の記載があると判明した場合。
- · その他、失格に値する行為があったと市が認めた場合。

7.7. 協定の締結

選定された事業者は、市と協議の上、速やかに「船橋市シェアサイクル事業に関する協定」を締結する。なお、決定された事業者が協定締結までに以下の事由に該当した場合は、その決定を取り消し、協定を締結しないことができる。

- ・ 参加資格を喪失した場合
- ・ 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 正当な理由がなく、協定の締結に応じない場合
- ・ 財務状況の悪化等により、協定の締結に応じない場合
- ・ 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断される場合
- ・ その他、協定の締結が適当でないと判断される場合

7.8. 留意事項

- ・ 応募に必要な費用は、応募者の負担とする。
- · 同一の応募者から複数提案することはできない。
- ・ 提案書等の提出期間後の変更は、原則として認めない。
- ・ 提出した提案書等は返却しない。
- ・ 提案書等の著作権は応募者に帰属するが、公表その他市が必要と認めるときには、 市はこれを無償で使用できるものとする。また、市は船橋市情報公開条例の規定に よる請求に基づき、第三者に開示することができる。

8. スケジュール

質問書の受付期間 令和3年11月10日(水)~令和3年11月12日(金)

質問書の回答 令和3年11月19日(金)

提案書等の提出期間 令和3年11月24日 (水) ~令和3年11月26日 (金)

資格審查·提案審查 令和3年12月中旬 審查結果通知 令和3年12月下旬

協定締結 令和4年1月

準備期間 協定締結後~令和4年3月

事業開始 令和4年4月1日

9. 参加手続

9.1. 質問書の提出

本募集要項に対する質問がある者は、次のとおり提出する。

① 受付期間

令和3年11月10日(水)から令和3年11月12日(金)午後5時まで

② 提出方法

「質問書(様式第1号)」に必要事項を記入し、「10.問い合わせ先」に電子メールにより提出すること。なお、他の方法による質問は受け付けない。

また、件名を【船橋市シェアサイクル事業パートナー事業者募集 質問提出】とすること。法人グループで応募を予定している場合は、法人グループごとに取りまとめて提出すること。

③ 回答方法

質問に対する回答は令和3年11月19日(金)に、市ホームページにて公表する。なお、質問を提出した者の名称は公表しない。また、事業者決定の公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

9.2. 提案書等の提出

本事業に応募を希望する者は、次のとおり提出する。

① 受付期間

令和3年11月24日(水)から令和3年11月26日(金)午後5時まで(必着)

② 提出方法

提案書等に所定の事項を記入のうえ、「10. 問い合わせ先」に持参すること。

③ 提出書類

ア 参加申請書 (様式第2号) 1部

- イ 法人の登記事項証明書【写し可】1部
- ウ 納税証明書(その3の3)(※)【写し可】1部
- エ 印鑑証明書【写し可】1部
- 才 市税納付確認書 (様式第3号) 1部 【令和3年11月22日削除】
- 力 実績調書(様式第4号) 8部
- キ 提案書(様式第5号)8部
- ※新型コロナウイルス感染症の影響等による猶予制度(注 1)の適用を受けた方については、税務署において「納税証明書(その3の3)」が発行できないことから、「納税の猶予許可通知書」又は税目や税額等を証明する「納税証明書(その1)」により、同猶予制度の適用を受けていることが確認できるため、当分の間、「納税証明書(その3の3)」が提出できない方は、以下のとおり提出いただくことにより申請可能といたします。
- <u>○法人税又は消費税及び地方消費税のどちらかが納税猶予されている場合は、以下2</u> つの証明書を提出してください。
 - ・納税猶予されていない税 (法人税、又は消費税及び地方消費税) の「納税証明書 (その3 未納税額のない証明用)」
 - ・納税猶予されている税(法人税、又は消費税及び地方消費税)の「納税の猶予許 可通知書」の写し又は「納税証明書(その1)」
- <u>○法人税分並びに消費税及び地方消費税の両方を納税猶予されている場合は、以下の</u> 書類を提出してください。
 - ・法人税分並びに消費税及び地方消費税の「納税の猶予許可通知書」の写し又は 「納税証明書(その1)
- 注1 「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」に基づく猶予制度(特例猶予)

【令和3年11月22日追加】

- 9.3. 提案審査及びプレゼンテーション
 - ① 日時、場所及び実施方法の通知

提案書等を提出した応募者に実施日時、場所及び実施方法を、プレゼンテーション実施 日の1週間より前に、電子メールにより通知する。

② 提案審査及びプレゼンテーションの実施 令和3年12月中旬に船橋市役所で実施し、評価委員会が事業者を選定する。

9.4. 審査結果通知

令和3年12月下旬に書面にて応募者に通知するとともに、市ホームページにて公表する。

10. 問い合わせ先

住所 〒273-8501千葉県船橋市湊町2-10-25 船橋市役所本庁舎9階 船橋市企画財政部政策企画課 石黒・本間・大見 メールアドレス kikaku-chs@city.funabashi.lg.jp 電話番号 047-436-2056 FAX 047-436-2058